

- 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算出した費用の額(平成十一年厚生省告示第三十八号)

改 正 案	現 行
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年一月厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注9の規定による加算に係る費用の額	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年一月厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注9の規定による加算に係る費用の額
二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額	二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額
三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3及び注6の規定による加算に係る費用の額	三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3及び注6の規定による加算に係る費用の額
四 指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所療養介護費のイ②、ロ②、ハ②及びニ②に係る費用の額	四 指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所療養介護費のイ②、ロ②、ハ②、ニ②及びベ②に係る費用の額
五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額	五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額